

～65歳以上の方で介護保険料が特別徴収（年金から差し引き）されているみなさんへ～

4月・6月に特別徴収（年金から差し引き）される金額は、令和8年2月と同額です

介護保険料は、6月に決定される住民税の課税状況などによって、7月にその年度に納める金額（確定保険料）が決まりますので、8月・10月・12月・2月の金額は7月の通知書でお知らせします。

また、確定保険料での徴収ができない4月・6月は、令和8年2月の保険料額と同じ金額での徴収となります。

なお、4月から初めて特別徴収が始まる方には通知書を送付していますが、昨年度から引き続き特別徴収されている方には送付していませんのでご了承ください。

例

4月	6月	8月（※）	10月	12月	2月
12,000円	12,000円	16,000円	14,000円	13,000円	13,000円
令和8年2月の保険料額と同額です。		7月の通知書によりお知らせいたします。			

（※）4月から8月までの間で保険料年額（上記例では80,000円です）の約半分の額となるように、8月分で調整します。また、10月分では1,000円未満の端数が調整されます。なお、上記金額はあくまでも一例です。

【問い合わせ】 介護保険事務所 保険給付班 電話 0187-86-3911
各高齢者包括支援センター
各支所市民サービス課